

---

 論 説
 

---

# 「文化とジェンダーのジレンマ」における デモクラシーの意義 (1) ——デヴォーとフィリップスを中心に

孔 珮

## 目次

### 序章

- 第一節 問題の所在と問題関心
- 第二節 分析視角及び研究課題
- 第三節 本稿の意義
- 第四節 本稿の構成

### 第一章「文化とジェンダーのジレンマ」の再解釈

- 第一節 フィリップス：文化の物象化
- 第二節 デヴォー：文化内部の個人問題
- 第三節 小括

(以上本号)

### 第二章「文化とジェンダーのジレンマ」へのアプローチ

### 第三章「文化とジェンダーのジレンマ」におけるエージェンシー

### 結章

## 序章

### 第一節 問題の所在と問題関心

本稿の課題は、「文化とジェンダーのジレンマ」と呼ばれる問題に現代政治理論の立場から取り組む際に、民主主義理論、とりわけフェミニズムを踏まえた民主主義理論が有効であることを示すことである。ただし、現代政治理論において、「文化とジェンダーのジレンマ」は、多くの場合、

リベラリズムによって検討されてきた。そこで、本稿ではまずリベラリズムにおける「文化とジェンダーのジレンマ」への取り組み方とその問題点を、リベラルな多文化主義とリベラルなフェミニズム理論との衝突にも注目しつつ述べることから始めたい。

まず、ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) を代表とするリベラルな多文化主義の論者たちは、文化的相対主義に基づき、支配文化に対する「ほかの文化」も道徳的に平等であると考え、そのため、マイノリティ集団の「自分たちの独自の生き方」を容認、尊重しなければならないと主張する(キムリッカ 1998)。ここから、リベラルな多文化主義論では、文化的不平等への対処や、マイノリティである「文化」<sup>1)</sup> 集団の自由と利益の保障のために、特定の文化集団に対する集団自治権などの特別な権利の付与が唱えられることもある。しかし、このようなリベラルな多文化主義の議論に対しては、文化集団内部の女性などのような「マイノリティの中のマイノリティ」に対する、抑圧的な慣行を存続させることあるいは女性たちが遭う身体の統制や生活の支配に論理的根拠を与える、というフェミニズム側からの批判がある。

フェミニズム側では、リベラルな原理を尊重しつつも、より「マイノリティの中のマイノリティ」としての女性の立場に焦点を当てた議論が存在する。多文化主義による文化保護がジェンダー平等を侵害し得ることを「文化とジェンダーのジレンマ」と呼ぶ。この問題は、*Is Multiculturalism Bad for Women?* という本 (Okin 1999) において、スーザン・M・オーキンによって提起された。その後、さらに、*Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity* という論文集 (Eisenberg and Spinner-Halev 2005) は、オーキンの問題意識を発展させ、文化集団の指導者 (主に男性) の集団メンバーに対する抑圧や、サブグループに属する女性や若者などが遭う不正義の無視という問題に対する考え方・解決策を模索した。

本稿では、上記のようなリベラルな多文化主義と、フェミニズムの立場から、リベラリズムへの批判的な視点を持ちつつその枠組みは維持するリベラル・フェミニズムの両者を併せて、「文化とジェンダーのジレンマ」へのリベラリズム的なアプローチとして捉える。この意味でのリベラリス

---

1) ここで「文化」は、主に非西洋的な、マイノリティの文化を指している。

ムにおいては、以下の三つの問題が、議論の中心になっている。

### ①文化とジェンダーの対立

リベラリズムにおいて、文化の擁護はジェンダー平等と対立する可能性があるものである。この点を明示的に問題にしたのは、リベラル・フェミニストのオーキンである。彼女は、以下のように指摘する。まず、多くの文化は男性の女性に対する統制を支持し促進する。具体的には、文化的慣行や規則における主導的テーマは、私的かつ性的な再生産における生 (life) の領域に焦点を当てている。そして、それらの内容の多くは、男性による女性支配を主要な目的とするものである。つまり、オーキンは、多くの文化について、その内容自体はジェンダー平等というリベラル的な原則に反していると主張する (Okin 1999: 12-13)。

ここからオーキンは、文化的差異による集団的権利を擁護することは男性による女性と子供への支配の擁護を意味すると主張する。たとえば、国が移民集団を受け入れる際に集団内部の女性の人権を「無視」したり、文化集団の成員に関わる裁判では「文化的弁護」が用いられて女性や子供に対する罪を正当化したりすることがある (Okin 1999: 17-18)。

このように考えるオーキンからすれば、キムリッカを代表とするリベラルな多文化主義者の議論は不十分である。リベラルな多文化主義者は、個人的権利を尊重する文化しか集団的権利の保障に値しないと主張する。しかし、女性差別はインフォーマルかつ私的領域に存在するため、当該文化が個人的権利を尊重しているかどうかの判断は困難である。結局、リベラルな多文化主義では、女性に対する支配を見落としたままで文化的集団権を認めてしまうことになってしまうのである (Okin 1999: 20-22)。

### ②寛容と介入

①で述べた内容を踏まえるならば、文化集団を有するこれらの文化的伝統と慣習に対して、「寛容」<sup>2)</sup> に向き合うべきか、それとも「介入」すべきか、

---

2) 寛容は、最初に 16～17 世紀の宗教戦争において、宗教対立を対処するために提示された概念である。しかし、現代では「寛容」をめぐる議論は、人種、民族、ジェンダーなど多源性や差異の問題も取り扱うようになっている。異なる共同体が互いの差異を許容し合うことによって多文化共生社会を実現する、という主張が少なくはない。「文化とジェンダーのジレンマ」に対して、「寛容」を「不干渉」

という問題が生じる。具体的には、リベラルな原則に反するような、性的平等の侵害やジェンダー的な不正義のように見える文化的慣行やアレンジメントを、どこまで「当該文化の伝統」として容認すべきか、それとも禁止すべきか、という問題である。

例えば、キムリッカは、集团的自治権は認めるものの、文化集団共同体内部の人権侵害などのような慣行に対して、またはリベラルではない文化に対しては、これに干渉あるいは介入すべきだと論じている（キムリッカ 1998: 51-63; 250-252）。また、ブライアン・バリー（Brian Barry）は、リベラリズムが追求する個人の自由や平等を普遍的なものとして考え、どのような文化であれ、それを侵害するような行為を禁止すべきだと論じる（Barry 2001）。石川涼子は、リベラルな価値を強要するような強制的介入が逆に文化集団の中の女性を公的な議論の場から疎外してしまうため、間接的介入を主張している（石川 2012）。

### ③個人の自律

リベラリズムにおいて、マイノリティの中のマイノリティとしての女性たちの自律（autonomy）、あるいは、女性たちが集団内部の不平等や不正義に直面する際に行うことができる行動として、よく議論されるのは、「退出（exit）」の可能性である。リベラリズムにおける退出論として多く見られるのは、ある文化集団の国家からの退出・離脱の権利についての議論である。例えば、チャンドラン・クカサス（Chandran Kukathas）は、人が自由にある集団に加入あるいは退出できるのであれば、この集団がどのようなものであれ、国家からの介入を一切行うべきではないと主張している（Kukathas 2003）。一方、ウーナ・ライトマン（Oonagh Reitman）とダニエル・ウェインストック（Daniel Weinstock）は、文化集団成員の集団への愛着や退出のコストから出発して、退出の困難を示している。しかし、こうした文化集団の退出の可能性／不可能性をめぐる議論では、マイノリティの中のマイノリティとしての女性に光が当たることはない。女性に注目する議論として、例えばライトマンは、「退出できる」という考えが一旦定着したならば、国家からの文化集団内部の不正に対する対応がなくな

---

というように理解できる。

る恐れがあり、それは逆に集団内部の女性を不利な立場に置くことになる  
と主張する (Reitman 2005)。それでどうすればよいのか。ウエインストックは、  
退出の困難を踏まえて、文化集団自体の変化に希望を託す。具体的  
には、マジョリティ社会が、マイノリティ文化集団に同化の脅威を感じさせ  
ないような公的領域を築くことを重視する。そのような公的領域があつて  
初めて、文化集団の自発的な変化を期待できるというわけである  
(Weinstock 2005)。その一方、メリッサ・ウィリアムズ (Melissa Williams)  
によれば、人間は生きたいように生きる自己決定権を持つ。ただし、他の  
人と一緒に住むと決めることは、一部の人間の自己決定権ないし平等が弱  
体化することを意味する。さらに、平等と自由を強調しすぎると、平和を  
見落とす可能性がある。それは、文化集団は自らの慣行を守るために闘う  
が、その闘いが平和を脅かすことに繋がる可能性もある、ということであ  
る。したがって、重要なことは、いかにして自律、平等、平和、そして寛  
容のバランスをとるかということである (Williams 2005)。

以上の三つの項目を踏まえて、あらためて「文化とジェンダー」に関す  
るこれまでのリベラリズムの特徴を、以下のように整理することができる。  
第一に、リベラルな議論では、「文化とジェンダーのジレンマ」を、性差  
別のおよび家父長的な性格を持つマイノリティの文化的慣行と、より平等  
なりベラルな社会における諸価値との対立として定式化している  
(Deveaux 2006: 29)。すなわち、非リベラルな文化とリベラルな価値との  
間に優劣をつけることは、リベラルな議論に内在している。

第二に、リベラルな議論ではそれゆえに、文化的平等とジェンダーの平  
等が両立不可能な命題になっている。両者の「対立」を、解決または緩和  
するには、どの「文化」を容認すべきか、また、どのような根拠によって  
容認する基準を設定するか、ということが論点となる。しかし、その際の  
判断基準と設定の仕方は常にリベラルな観点によって決められるため、そ  
の正統性は自明ではない。

第三に、リベラルな議論では、女性は単にマイノリティ文化集団内部の  
非人道性の「被害者」と見なされていることが多い。女性を中心とする「マ  
イノリティの中のマイノリティ」の、それぞれの個人の行為は、文化への  
同意の結果なのだろうか、それとも、抑圧の産物なのだろうか。また、女  
性には自己統治の能力があるのだろうか、そして、それは集団的・文化的

慣行に影響を与えるのだろうか。つまり、「文化とジェンダー」問題のリベラルな議論においては、集団内部の女性の自律性への視点が欠けている。

これらの特徴あるいは限界が生じる原因は、文化<sup>3)</sup>は家父長的かつ固定的なものであるというリベラリズムの認識にある。この認識によって、「文化とジェンダーのジレンマ」が、実際に非西洋的・非リベラルな文化伝統とリベラルな価値規範との間の両立不可能性によって生じる対立として見なされる。そのため、文化的主張を承認するか、ジェンダー平等を擁護するか、という判断を行わなければならないのである。

また、リベラリズムの枠組みでは、ある種の西洋中心主義のために、判断基準の設定に関して、常に当事者である文化集団（の構成員）の不在が生じている。例えば、ボニー・ホーニグ（Bonnie Honig）は、オーキンの議論には外来のもの（foreignness）は女性にとっての脅威だという先入観があるが、これは実際には西洋の支配者的な立場からの非西洋に対する無理解に基づくものであると批判する（Honig 1999）。

文化はそもそも固定的なのだろうか。「文化とジェンダーのジレンマ」を、価値対立として理解することは妥当だろうか。リベラリズムの枠組みの限界を超えるために、解決すべきことは、以下の問題である。

第一に、「文化とジェンダーのジレンマ」の理解の仕方である。それを単純な価値対立として捉えることを回避するためには、「ジレンマ」における「文化」の理解の仕方や、文化集団の「ジレンマ」における位置づけを明らかにしなければならない。

第二に、「マイノリティの中のマイノリティ（女性）」が遭う不平等や不正義の内実である。「文化とジェンダー」問題が実際にどのような文脈の中で生じるかを明確にすることが必要である。

これらの問題関心に基づいて、本稿は、リベラリズムとは異なる立場から、「文化とジェンダーのジレンマ」という問題を検討してみたい。リベラリズムの枠組みの限界を超え、「文化とジェンダーのジレンマ」を緩和・解決する可能性を提示できるのは、どのような立場なのだろうか。本稿が注目するのは、民主主義理論<sup>4)</sup>という立場である。

---

3) 本稿で取り上げられる「文化とジェンダーのジレンマ」における「文化」は、主に非西洋的なマイノリティの文化に限定される。

4) Democracy に対して、本稿では「民主主義」と「デモクラシー」という二つの

## 第二節 分析視角及び研究課題

本論に入る前に、本稿の分析視角とその射程を明らかにしたい。本稿は、「文化とジェンダーのジレンマ」におけるデモクラシー的な理解とアプローチの可能性と正当性を検討する。本稿の検討は、現代政治理論的なものである。したがって、主要な考察対象は具体的な政策や事例よりも、政治理論家による文化とジェンダーの理論であり、さらに限定するならば、フェミニズムの政治理論家によるリベラルな多文化主義とジェンダー平等との関係についての理論である。具体的には、「文化」に対するリベラルな理解と民主主義的な理解を考察し、文化とジェンダーとの間の対立・緊張関係を明確にすることによって、「文化とジェンダーのジレンマ」におけるデモクラシーの正当化根拠について検討する。

本稿では、民主主義理論の諸議論のうち、アン・フィリップス (Anne Phillips) とモニーク・デヴォー (Monique Deveaux) という二人の政治理論家の議論を中心に検討する。この二人を取り上げる理由は、次の二点である。第一に、フィリップスとデヴォーは、文化とジェンダーとの両方を取り扱うフェミニズム側の——つまり女性に関する正義の問題・平等の問題に注目する——研究者である。さらに、両者とも、ジェンダーと文化との両方を取り扱う諸研究において多く参照されており<sup>5)</sup>、このテーマについて、民主主義理論の立場から論証する代表的な研究者である。第二に、両者とも、政治理論の分野において、「文化とジェンダーのジレンマ」について、かなりまとまった議論を展開しているからである。

上記のように、本稿ではフィリップスとデヴォーの二人の民主主義理論家を取り上げる。その上で本稿は、「文化とジェンダーのジレンマ」に対応するためには、両者を組み合わせることが必要であると主張する。詳し

---

訳語を採用している。「民主主義」は、代議制や投票制など、現代の具体的な政治制度というイメージが強いため、本稿では、民主主義のより一般的かつ本質的な性質を意味するために、デモクラシーという訳語を採用する。ただし、日本語では固定された言葉として、「民主主義理論」「民主的 (democratic) なアプローチ」という訳語も使っている。

5) 例えば、ブレナ・バンダー、メリエハ・マリク、ジュディス・スクワイアズらの研究は、フィリップスの研究を引用している (Bhandar 2009; Malik 2010; Squires 2008)。また、アイレット・シェイカー、リサ・フィッシュベイン、ヨハナ・E・ボンドらの研究は、デヴォーの研究を引用している (Shachar 2005; Fishbayn 2008; Bond 2010)。

くは第一章以下で論じることになるが、フィリップスもデヴォーも、「文化とジェンダーのジレンマ」に対して、リベラリズムを超える議論を展開していることは確かである。しかし、どちらかだけでこのジレンマに対応する民主主義理論として十分というわけではない。したがって本稿は、フィリップスとデヴォーそれぞれの理論の意義を最大限に評価した上で、両者を組み合わせる必要性を主張するのである。

### 第三節 本稿の意義

本稿の意義は、以下の3点にまとめることができる。その第一は、「文化とジェンダーのジレンマ」という問題に対する、民主主義理論の立場からの貴重な貢献だということである。既に述べたように、この問題への現代政治理論的な取り込みの多くは、リベラリズムの立場からのものであった。その中で本稿は、民主主義理論の立場を採用し、その代表的理論家としてフィリップスとデヴォーの議論を体系的に検討する。後に述べるように、この二人をその民主主義理論家としての側面にも注目しつつ、体系的に検討した研究は、ほとんど存在しない。その中で本稿は、両者の議論を体系的に検討して、①民主主義的なフェミニズム論者として見なされるフィリップスとデヴォーの、民主主義理論家としての側面をより明らかにし、②彼女たちがジェンダーと文化のいずれかではなく、両者の関係に焦点を当てる理論家であることを明らかにする。本稿は、フィリップスとデヴォーが、「文化とジェンダーのジレンマ」に対して共通する立場に立つと主張している。それにもかかわらず、本稿は、両者の議論が異なる注目点から出発しているとも考える。そのため、本稿は、フィリップスとデヴォーの議論を相互補完的なものとして捉え、両者を組み合わせることを提案する。このことによって、「文化とジェンダーのジレンマ」について、従来のリベラリズムよりも有効なアプローチを提示できると考えるのである。

本稿の第二の意義は、フィリップスとデヴォーの民主主義理論の立場から、文化を再認識し、それによって文化とジェンダーとの対立の本質を明らかにし、従来のリベラルな議論の限界を乗り越える可能性を提示することである。フィリップスとデヴォーの議論が示すのは、リベラルな議論では、文化とジェンダーとの対立を適切に認識できないということである。



それは、リベラルな議論における「文化」の理解、そして「ジレンマ」そのものに対する理解が適切ではないからである。フィリップスとデヴォーは、リベラリズムにおける文化の本質主義的な理解に挑戦し、「文化」がその政治的歴史的な文脈と深く関連することを提示する。彼女たちの議論を通じて得られる新たな「文化とジェンダーのジレンマ」の理解は、規範的な原則の構想よりも実際的な実践に注目することを通して、これまでのリベラリズムの議論における、文化および集団的アイデンティティに対する見方の修正可能性を提起する。それによって、文化とジェンダーとの対立を緩和し、さらにはこれを解消する可能性をも見出すことができるようになる。

第三の意義は、本稿の検討を通じて民主的アプローチを採用する可能性を提示し、それを「文化とジェンダーのジレンマ」の解決の基盤にすることを通じて、マイノリティ集団内部で行われる様々な政治活動を表面化できることを示すことである。そのことはまた、女性が集団的主張や文化的慣行の再評価と再構成に影響を与えることができるということの意味する。その結果として、文化集団内における「被害者」としての受動的な女性像を、文化集団の構成員としての能動的な女性像に転換することも期待できるだろう。

以上の三点の意義をまとめるならば、本稿は、「文化とジェンダーのジレンマ」を研究する際に、民主主義理論を用いて考察することで、リベラルなアプローチよりも適切に、文化的主張とジェンダー平等の緊張関係を理解し、「文化とジェンダーのジレンマ」を緩和あるいは解消することができるのではないかと考える。この意味で、民主主義理論を扱うことが必要であり、有意義であると考えられる。

もちろん、フィリップスとデヴォー両者の議論を取り上げる先行研究が存在しないわけではない。いくつかの研究は、フィリップスとデヴォーの共通点に焦点を当て、彼女たちを民主主義的なフェミニズム研究者として位置づけている。例えば、アイリ・M・トリップは、女性権利に関する非リベラル集団のケイパビリティ (collective capability) を研究する論文の中で、女性は、社会的・文化的諸原因によって自らのケイパビリティ目標よりも、犠牲と苦しみとを選択する、というデヴォーとフィリップスに共通する立場を取り上げている (Tripp 2010: 226)。また、アビゲイル・アイ

ゼンバーグは、アイデンティティ政治に関する論文で、アイデンティティ政治が非理性的・対話不能な性格を持つ集団の立場に基づく (group-based) 主張を生み出すという、デヴォーとフィリップスの批判を参照している (Eisenberg 2013: 612)。さらに、本稿の問題関心と最も近い研究として、スーザン・H・ウィリアムズの “Democracy, Gender Equality, and Customary Law: Constitutionalizing Internal Cultural Disruption” という論文が挙げられる。ウィリアムズによれば、フィリップスが「対話」を「文化とジェンダーのジレンマ」に対する最も有望なアプローチとして見る一方、デヴォーは熟議モデルをこの問題に持ち込んだとされる。しかし、その上で、ウィリアムズは、彼女たちのようなデモクラシー研究者は文化的共同体の中のダイナミクスを見落とした、と主張する (S.Williams 2011: 71)。

以上で紹介した諸研究は、いずれもフィリップスとデヴォーの共通点に焦点を当てているという特徴を持つ。しかしいずれも、「文化とジェンダーのジレンマ」における民主主義的な視点という関心から、両者の研究を網羅的・体系的に検討しているわけではない<sup>6)</sup>。

日本語での研究においても、フィリップスとデヴォーの理論の検討は十分ではない。田村哲樹は、『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』(田村 2009)において、民主的代表制におけるクォータ制の正当化を説明するため、1990年代半ばのフィリップスの「存在の政治」という議論を取り上げている。これはフィリップスの民主主義理論家としての側面に注目するものであるが、文化とジェンダー両者の関係ではなく、ジェンダー問題に焦点を当てる議論である。後に論じる通り、フィリップスにとって、民主的代表制が「文化とジェンダーのジレンマ」の解決における

6) ウィリアムズの研究は、デヴォーとフィリップスの民主主義理論に注目する点では、本稿の関心と共通する。しかし、この論文は、フィリップスとデヴォーの近年の研究を踏まえたものというわけではない。ウィリアムズの論文で扱われているのは、デヴォーの2000年の研究 (Deveaux 2000a) とフィリップスの2007年の研究 (Phillips 2007) である。デヴォーの2000年の研究で扱われるのは、主に自由民主国家と文化的マイノリティ集団の中にある、多文化主義における問題である。ウィリアムズによって指摘される、デヴォーが見落としてきたマイノリティの中のマイノリティのダイナミクスは、本稿で扱われる、デヴォーの2006年の研究 (Deveaux 2006) で論じられている。その一方、本稿の第二章と第三章で扱われるフィリップスの研究は、最初に2005年の *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity* という論文集に所収されている。後に論じる通り、そこで、フィリップスは既に対話的アプローチの限界を認識し、その限界を乗り越えようとして、政治的活動家の視点を提示している。

適切なアプローチというわけではない。また、田村の研究では、フィリップスのみしか扱われていない。同様に、フィリップスの議論を取り上げる研究として挙げられるのは、安達智史の「リベラルな多文化主義における文化とアイデンティティ——再帰性、エージェンシー・モデル、自律性」という論文である(安達 2012)。この論文では、フィリップスの文化についての議論が取り上げられている。しかし、この論文は多文化主義における研究であるため、ジェンダー問題を扱っていない。その一方、デヴォーの議論についての日本語での研究は、現在のところ、山田祥子の「グローバルな正義の主体の語り方」という論文(山田 2020)以外にほぼ存在していないと思われる<sup>7)</sup>。山田の研究は、デヴォーの民主主義理論家としての側面に注目するものであり、また、貧しい人々の「能動性<sup>8)</sup>」に注目する点で、本稿と関心を共有する。しかし、山田が取り扱っているのがグローバルな貧困問題に即したデヴォーの議論であるのに対して、本稿は、デヴォーの「文化とジェンダーのジレンマ」における議論を中心に検討することになる。最後に、現時点で唯一フィリップスとデヴォーを同時に扱っているのは、志田陽子の「多文化主義とジェンダー——憲法理論の視座から」という法学の論文である(志田 2013)。しかし、この論文では、二人が「文化とジェンダーのジレンマ」を研究する学者であるということを紹介するにとどまる。

先行研究に関する以上の検討を踏まえるならば、フィリップスとデヴォーを取り上げ、「文化とジェンダーのジレンマ」を論じることは、有意義であると考えられる。

#### 第四節 本稿の構成

本論文は、序章、第一章、第二章、第三章、結章から構成されている。序章においては、本研究の問題関心と背景、研究方法を示したうえで、本

---

7) 水野英莉の「ヨガの女性化と理想の女性身体——性機能の改善をめざすヨガ教室の参与観察」という社会学の論文でもデヴォーの議論を取り扱っている。しかし、この論文は、デヴォーのフーコー研究を扱っているものの、デヴォーの文化とジェンダーにおけるデモクラシー研究の検討は行われていない(水野 2015)。

8) 山田は、貧しい人々を「たんなる正義の受け手とする」(山田 2020: 125)のではなく、社会運動や組織を主導できる政治的主体として捉えるべきだという、デヴォーの議論を肯定的に取り上げている。

研究の意義と位置づけを明らかにする。第一章では、「文化とジェンダーのジレンマ」が実際にはどのような問題であるかについて、フィリップスとデヴォーの理解を整理し、両者の議論を組み合わせることによって、「文化とジェンダーのジレンマ」におけるより適切な解釈を提示する。第二章では、「文化とジェンダーのジレンマ」に対して、フィリップスとデヴォーが民主主義理論の枠組みでどのようにアプローチしているのかについて検討する。その上で、両者の議論を組み合わせることが必要であることを論じる。第三章では、フィリップスとデヴォーそれぞれのエージェンシー（行為主体性）観を明らかにするとともに、両者のエージェンシー観を組み合わせることによって、「文化とジェンダーのジレンマ」における民主主義的なエージェンシーを提案する。最後に、結章において、本稿の知見をまとめるとともに、今後の課題を述べる。

## 第一章 「文化とジェンダーのジレンマ」の再解釈

本章では、フィリップスとデヴォーの両者が、「文化とジェンダーのジレンマ」をどのように理解しているかを明らかにしていく。第一節ではフィリップスを、第二節ではデヴォーを取り上げる。

### 第一節 フィリップス：文化の物象化

#### 第一項 不平等が生じる要因としての「文化」

フィリップスからすれば、「文化とジェンダーのジレンマ」における真の問題は、少数民族の伝統文化と、ジェンダー平等を要求するリベラル原則との間の価値対立問題ではない。そうではなく、「文化とジェンダーのジレンマ」は、「差異」とされる集団間および集団と個人間の政治的問題として理解されるべきなのである。

ジレンマを「政治的」問題とするフィリップスの議論は、以下の三点によって構成されている。第一に、「文化とジェンダーのジレンマ」は、「不平等な待遇」に由来する政治的ジレンマだということである。第二に、政治理論、あるいはリベラルな多文化主義理論は、「文化」という抽象的概念を誤って「文化集団」という具体的対象として物象化（reification）し

ているということである。第三に、リベラリズムでは集団内の個人の行動や行為に対する、「文化=文化集団」の重要性が過度に強調されるということである。そのことが、「文化とジェンダーのジレンマ」を生み出す要因になっている。この三点について、以下で詳しく述べよう。

まず一点目について、フィリップスは、リベラルな多文化主義論における「文化の概念」を受け継ぎ<sup>9)</sup>、政治理論の領域では、文化はある制限された (restrictive) 形で扱われていると指摘する (Phillips 2010: 58)。それは、文化が常に「不平等」が生じる原因として扱われることである。このことについて、フィリップスは次のように述べている。

政治理論家たちは、正義・平等・自己決定権の問題の虜になっており (consumed by)、かつ人権言説に支配される時代に、政治理論家たちは (中略) マイノリティ集団が要求しそうな権利はどのような権利なのか、という問題に夢中になっている。その結果、文化は、「差異」(異なる文化間の慣行をどのように理解すべきか) としてではなく、「不平等」(マイノリティ集団に対する正しい待遇がどのように決定されるべきか) の問題として、研究の領域に取り込まれる。(Phillips 2010: 58)

ここでフィリップスは、とりわけリベラリズムの政治理論において、一見「文化」を語っているように見えて、実際には、マジョリティ社会とマイノリティ集団との権力関係の不均衡、または、文化的マイノリティ集団・個人が政治的枠組みにおいて不利な立場に置かれることが前提とされていることを問題視している。言い換えれば、これまでのリベラリズムの枠組みでは、「文化」という概念自体が、「不平等」が生じる要因として理解さ

---

9) フィリップスの人類文化学考察によれば、「文化」の定義はずっと変化してきたものであり、時代によって違う意味を持っている。文化が存在しないと主張する研究者 (Terence Turner 1993) もいる一方、文化は遍在的 (ubiquity) なものとして理解し、人々の自ら (I/we) と他者 (others) との「違い」という純粋な意味を強調する研究者もいる (Phillips 2010: 57)。台頭で述べた「文化の概念」も、その後の人類学者に再解釈や批判されてきた。にもかかわらず、政治理論の領域、あるいはリベラルな多文化主義理論のなかで、本節で述べたような「文化の概念」を前提とすることを、フィリップスが主張している。人類学の文化概念の変遷における考察は本稿では割愛する。

れているというわけである。

なぜリベラリズムの枠組みでは、文化が不平等の生じる原因になるのだろうか。フィリップスによれば、その理由は次の二点に求められる。すなわち、①リベラルな枠組みにおける「文化集団」は、文化の物象化 (reification of culture) によって生み出された実体として取り扱われる (Phillips 2010: 76)。さらに、リベラリズムは、文化集団を過度に堅実なものとして描き出すことによって (Phillips 2010: 10)、「西洋文化＝リベラルな平等」と「非西洋文化＝家父長制的かつ不平等な価値」という価値対立の図式を生み出していること、そして、②個人のアイデンティティ形成に対する文化の影響は、あくまで非西洋的集団・地域に限定される一方、その影響が誇張されていることである。この二点について、第二項と第三項で順番に述べていく。

## 第二項 文化の物象化

フィリップスは、リベラリズムの枠組みでは、文化が文化集団として物象化されていると指摘する。それは、文化や民族は、一つの実体として社会的にかつ歴史的に構築され、その実体を有する「文化的慣行」が、常に同質的なステレオタイプとして単純化される、ということを目指す (Phillips 2010: 77)。彼女は、その典型例として、キムリッカの議論を取り上げている。

キムリッカは、「民族」は、「人民」や「文化」の概念と緊密に関連し、「しばしば相互に定義し合っている」とする (キムリッカ 1998: 15-16)。その理由について、キムリッカは、以下のように論じている。

アメリカ合衆国国内の民族的マイノリティ——すなわちその伝統的居住지가征服や植民地化や連邦制を通じて編入されてきた諸集団——(中略)は、英語系文化とは別個の、現に機能している社会構成的文化を成していた。(中略)彼らの言語と歴史物語は、社会生活のすべての側面を包含する一連の社会的諸慣習や制度にすでに具体化されていたからである。これらの慣習や制度は、その成員にとって社会的意味のある選択肢の範囲を規定していた。(キムリッカ 1998: 116-117. 傍点は引用者)

また、次のようにも述べられている。

多民族国家において、民族的マイノリティは共通文化への統合に抵抗し、むしろ自分たち自身の社会構成的文化をより強固なものにすることによって、自分たちが別個の存在であることを守ろうとしてきた。アメリカ・インディアンの諸部族やプエルトリコ人も、カナダの先住諸民族やケベック人も、単なる共通文化内部の下位集団ではなく、真に独自の社会構成的文化である。(中略) 独自の文化を形成し維持する能力と意欲は「民族 (nations)」に特徴的なものである。(中略) 社会構成的文化がほとんど例外なく民族文化であるように、民族もほとんど例外なく社会構成的文化なのである。(キムリッカ 1998: 117-118)

キムリッカの理解に基づくならば、リベラルな多文化主義論では、文化集団はマジョリティ社会と異なる文化を有するだけでなく、その文化は当該集団 (及びその構成員) にとって非常に重要な意義を持つものとして考えられている。そのため、(西洋文化と異なる) 自文化を維持し、それによってアイデンティティを形成し、それに従って生活することは、文化集団 (キムリッカの言う「民族」) にとって必然であるし、その文化集団は、文化に対するこのような執着がある人々の集合体として考えられる。このように、「文化」と「文化集団」は、リベラルな多文化主義論では、しばしば同一視されている。

フィリップスは、キムリッカだけではなく、政治理論の領域で、特定の問題に対応するために、このように様々な理由によって「文化」を確固としたものとして扱う議論は珍しくないと述べる。例えば、ポストコロナル世界の競争的なアイデンティティ (competitive identities) は、植民地の人口管理 (特にイギリスの植民地支配) を宗教や部族の所属によって行うことができるようにするために「偽造 (forge)」されたものである。また、インドのような多宗教国家において、経済資源の配分や政治代表の選出を合理的に行うため、同質的な人間として特定の宗教集合体に分けてしまうこともある。これは、実際により異質な (heterogeneous) 生活を送る人々のアイデンティティを、人為的に単純化し同質化する結果に導く (Phillips 2007: 43-45)。

フィリップスは、「文化の物象化」によって文化や国家 (nationality) を固定なカテゴリーとして作り出すことは、ある種の本質主義的な「集団主義」の錯誤であると指摘する。このことについて、彼女は、ロジャース・ブルーベイカー (Rogers Brubaker) の議論を元にして論じている。ブルーベイカーによれば、「別個の、区別化の明瞭な、内部で同質的と外部で境界のある集団は、社会生活の基本的な構成要素になり、社会的対立の主役になり、社会分析の根本的な単位にもなっている」(Brubaker 2002: 164)。このように、集団レベルで政治問題を扱うことが、文化内部の多様性 (diversity) と論争を軽視し、文化間の差異を (differences) を誇張し、何もないうちに深刻な価値不協和 (dissonance) を作り出すことになる (Phillips 2010: 4)。つまり、文化の物象化によって、「文化」の概念がさらに同質的・閉鎖的であるかのように、または不平等・不正義が生じる原因であるかのように強化されることになる。

以上のことを含めてまとめるならば、フィリップスは、物象化された「文化」の表現形式としての「文化集団」は、特にリベラルな多文化主義の議論の中において、以下の特徴を有すると考えている。すなわち、「文化集団」は歴史的・法的なものであり、集団成員に対して管轄権を持ち、特定のコードによって成員の行為を定義・規制し、独自の完備な制度、領土、言語を持つ (Phillips 2010: 58-59)。また、「文化集団」は、ある疑似法的な組織体 (quasi-legal) になり、その成員が忠誠を示す対象になっていく。そして、集団に忠誠を示すことは、成員が自らの所属する集団を他の集団と区別する独自性を認知し、それによって「我々」と「他者」の間に線を引くことを意味する。こうして、文化集団の間に衝突や対立があるのは当然なことであり、それぞれの集団の集合的アイデンティティは、文化的・本質的に対立するものとして理解されるようになる (Phillips 2010: 58-59)。このように、リベラルな多文化主義は、文化の具体的な解釈によって、「文化集団」を実質的なもの<sup>10)</sup>として見なすことになる。集団を固定的なもの (solidity) として見ることは、集団が有する文化が、一枚岩的であり、内部的に首尾一貫しており、外部的な影響に対して閉じたものとして理解することを意味する (Phillips 2010: 31)。

---

10) フィリップスがこの問題を議論する際に用いた言葉は “overly solid depiction” “overly solid representation” である。



### 第三項 誇張された文化の重要性

前項で述べたように、リベラルな多文化主義の理解は、「文化=文化集団」というように文化を固定的な実体として捉えるだけではなく、その実体を有する「文化」をも、単純化されたステレオタイプとして見なしている。このような「文化」には、以下の二つの特徴がある。一つ目は、「文化」がマイノリティ文化や非西洋的な文化の同義語になっていることである (Phillips 2007: 53)。二つ目は、文化が (主に非西洋的な文化集団に属する) 集団・個人のアイデンティティと存在の、決定的な要素として位置づけられ、個人の行動と行為に対する重要性が過度に強調されることである (Phillips 2010: 60)。以下でより詳しく見ていこう。

まず、一点目である。フィリップスは、リベラルな社会に生きる「非西洋的」あるいはマイノリティ集団・個人が、文化を自らのアイデンティティや存在に対する決定的な部分として見なし、自らの独自性を維持する傾向があることを否定していない (Phillips 2010: 61; cf. 2007: 63)。問題は、リベラルな多文化主義の議論において、「文化」がもっぱら「非西洋的」あるいは文化的マイノリティ集団と結びつけられることである (Phillips 2010: 60)。「文化」は、「文化集団」間、またはマジョリティ社会とマイノリティ集団間の衝突や対立を言及する時にしか、語られない。しかも、その際の語られ方には、明確な不均衡が存在する。

文化は、「私」ではなく、「他人」にとって重要である。なぜならば、多数の人の生活にとってごく普通 (ordinary) なものだからである。文化はそれほど当たり前の背景であるため、私たちは、自らの文化と非常に異なる文化と向かい合うときに初めて、私たちの行動に意味を与える規範と仮説に気付くようになる。(中略) ヘゲモニー文化に属する多くの人々は、彼らの態度や行動に対する階級や性別の影響を容易に認める一方、文化によって彼らの行動の仕方を説明することはほとんどない。(Phillips 2010: 60-61)

つまり、リベラルな社会において主導権を持つ人々は、リベラルな文化や原則については、「ごく普通」のものとして見なし、当たり前の背景として受け入れている。そのため、通常、文化は討論の範囲に入らない。異

なる文化が現れてから初めて、自らの行動に意味を与える規範や文化的前提に気づくようになるのである(Phillips 2010: 60-61)。しかも、その際には、リベラルな社会において政治的に優位を占める人々は、自分たちとは「異なる」ものに対面する際に、人類学者のようにお互いの「違い」を比較検討するよりも、一方的にただ単に相手に「文化」というラベルを貼る傾向がある。このようにして「文化」がマイノリティの文化・非西洋的な文化の同義語になることは、マジョリティ文化の文化的特異性を見逃すことを意味する。これは、リベラルな社会に自らが有する文化・規則を普遍的な正しいものと思い込むことを促すことになり(Phillips 2007: 64)、さらに文化の優劣に関するステレオタイプを強化することになる。

続いて、二点目である。リベラルな多文化主義的な文化観が、(主に非西洋的な文化集団に属する)個人の行動と行為に対する文化の重要性を、過度に強調していることについて検討する。問題は、リベラルな多文化主義は、「文化」を、非西洋的またはマイノリティの文化集団・個人のアイデンティティの最も重要な源泉、人間の行動と行為の最も重要な決定要因として見なしていることである(Phillips 2010: 60)。このようになる原因としては、以下の二点が考えられる。

第一に、リベラルな多文化主義は、非西洋的またはマイノリティ集団の個人に対するあらゆる解釈を、「文化」という差異に帰結させるからである。リベラルな多文化主義理論が文化集団単位で問題を見ることは、個人において文化が性差や階級などほかの要素よりも重要であることを前提にしている、と見ることができる。例えばキムリッカは、(民族)文化への帰属によって個人は有意味な選択肢を得ることができるとしつつも、民族的アイデンティティを個人のアイデンティティ形成の主たる役割として見なしている(キムリッカ 1998: 117-118)。フィリップスによれば、リベラルな多文化主義的なアプローチは、確かに文化的マイノリティ集団をより平等にするために奮闘している。しかし問題は、個人に影響を与える要素において、「文化」にしか焦点を当てないことは、文化の重要性を誇張してしまうことである(Phillips 2010: 60)。

第二に、マイノリティ集団に属する人々にとって、文化がマジョリティ支配に抵抗する際の動員のためのリソースとして機能するからである(Phillips 2010: 61)。文化的マイノリティ集団の人々は、自らの「文化」を

支配的文化とは異なるものとして過度に強調しなければ、労働移動の増加、ジェンダー平等あるいは（マジョリティ社会の）諸制度へのアクセスの容易さの拡大といった要求を行う際に、マイノリティが支配的文化への同化を拒否することの正統性が脆弱になってしまうからである（Phillips 2007: 64）。このように（特にリベラル社会に生きる）マイノリティの人々が、自ら文化の独自性と重要性を誇張する傾向も見られる。

フィリップスは、このように「文化とジェンダーのジレンマ」において、文化が人間の行動や行為に及ぼす影響を過度に強調することは、以下の三つの結果をもたらすと述べる。第一に、本質的なものと見なされる文化、あるいは集団的アイデンティティの重要性の強調は、逆にリベラル社会と文化的マイノリティ集団との間の対立を強化する。第二に、文化集団としての物象化は、文化「集団」の統一性と同質性を誇張し、集団内の年齢・ジェンダー・性差あるいは階級から生じる対立を覆い隠す（Phillips 2010: 60）。つまり、集団への忠誠、あるいは文化的帰属を強調することによって、文化は、性別や年齢、階級などの要素よりも重要な位置に置かれる。そのため、リベラルな多文化主義の議論の中では、集団内部の他の要素（性別、年齢、階級など）による対立は、マイノリティとマジョリティとの政治的対立の下で覆い隠されることになる。第三に、「文化とジェンダーのジレンマ」において、文化が人間の行動や行為に対して有する意義を過度に強調することは、「文化的弁護（cultural defence）」という問題をもたらす。例えば、ヘゲモニー的な文化の中で、女性傷害の事件が起こった場合、文化ではなく、年齢や階級によって犯人の行為を解釈することが通例である。しかし、事件がマイノリティ集団の成員によって引き起こされる場合、犯罪者は「文化」を言い訳にする傾向がある。他方、裁判所も犯人を文化集団の成員として認識し、彼らの傷害行為が「文化」に駆動されることであると考えるを受け入れる（Phillips 2010: 61-62）。ここでは、裁判官も犯人も、文化を、性別や階級などの社会的要素や個人の自律を超えて、個人の行為に決定的な影響があるものとして認識している。しかし、このような文化に関する認識が、文化の重要性とともに、文化に対する偏見を深めることにもなる。

フィリップスの議論に照らして、リベラリズムの限界が明らかになる。それは、文化の過度の強調によって、文化の個人アイデンティティ形成に

おける役割に対する評価が歪んでしまうことである。それによって、「文化とジェンダーのジレンマ」が生じる際に、文化を本質的かつ重要なものとして見なす結果、「寛容」や「介入」など、もっぱらマジョリティの側からマイノリティを保護するような対策しかできなくなることに加えて、さらに新たな衝突を引き起こす可能性をもたらす。

以上のフィリップスの議論をまとめよう。フィリップスは、リベラリズムあるいはリベラルな多文化主義の議論において「文化」が「物象化」されていると捉えている。この文化の物象化には、主に以下の特徴がある(Phillips 2007: 45)。まず、文化には境界がある(were bounded)ということである。文化に言及する際に、それぞれの文化は、内在的な首尾一貫的な全体(whole)であり、別個かつ独自の(separate and distinct)価値と慣行のシステムに規制される、というように理解される。「別個かつ独自の」というのは、文化間の隔離を意味する。根本的な区別(differences)があるため、ある文化のほかの文化との根本的な相互交換や相互理解が困難だということは、リベラリズムの立場から文化を語る時の前提とされている。次に、文化境界の「内側」にあるものは同質的なものとして見なされるということである。ある文化に属する人間は、広範な文化的価値を共有すると想定される。最後に、こうして共有された文化の価値は、人間の行動の仕方を解釈する際に本質的なもの(being things)と見なされる。(Phillips 2007: 42-45)。

誤解を招かないように述べるならば、フィリップスは、文化的規範の多様性や権力を否定しているわけではない。彼女が挑戦しようとするのは、次の二点の考えである。第一に、前述で述べた文化の物象化によって構築された、唯一の統一的で、境界がはっきりした、「ザ・カルチャー(the culture)」が存在する、という考え方である。第二に、もっぱらこの文化の変化が、無数の個人の行動(what a myriad of individuals do)についての説明を提供する、という考え方である(Phillips 2007: 53)。フィリップスは、文化的差異の存在や、文化の行動または集団的アイデンティティへの影響を否定しようとしているわけではない。そうではなく、彼女はただ、人々という概念(notion of people)をもっぱら文化的産物とする理解に対して、これに警戒する必要性を提起しているのである(Phillips 2010: 66)。彼女にとって、重要なことは、多くの「文化とジェンダーのジレンマ」は、多

文化主義者やリベラリストの文化に対する不適切な理解によって生じる問題だということである。

## 第二節 デヴォー：文化内部の個人問題

本節では、デヴォーの「文化とジェンダーのジレンマ」問題の理解について検討する。デヴォーが問題視するのは、文化（集団）内部（*intracultural*）の個人間に存在する権力関係や社会関係によって生じる、実際的かつ政治的な問題である。フィリップスと同じく、デヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」は、文化的対立のような形而上学的な対立ではなく、政治的対立であると主張する。彼女は個人の自律と文化的伝統の間に存在する緊張関係について、次のような理解を提示している。第一に、リベラリズムにおける一般的な見解は、文化を自然かつ本質的で、一枚岩的なものとして理解した。その結果、リベラリズムの理論家たちは、異なる文化には共約不可能な特性があるという、誤った認識に至ってしまう。言い換えれば、リベラリズムの理論家たちは、集団の文化的慣行と特定のリベラル原則の間に生じる対立を、文化間（主にマイノリティ文化と支配文化）の道徳的な価値対立として定義している（Deveaux 2006: 12）。第二に、リベラリズムは、文化の多元性を道徳（*moral*）の多元性に限定してしまい、文化の多元性の範囲を過小評価している。（Deveaux 2000a: 33）。これは、「文化とジェンダーのジレンマ」において、多元的文化にかかわる社会的または文化的差異の、道徳以外の側面を見落とすことになり、適切な対策の策定に制約をもたらすことになる。これに対して、デヴォーが重要視するのは、リベラリズムとは異なり、「文化に対する解釈」である。つまり、文化は、自然で一枚岩的なものではなく、解釈によって修正あるいは変化できるものである。そして、文化に対する解釈権は、常に集団内部の権力構造と社会関係に結びついている。以下では、以上のようなデヴォーの議論について、詳しく見ていく。

### 第一項 価値対立ではない

デヴォーは、主に1990年代のカナダ先住民女性協会NWAC（Native Women's Association of Canada）を代表とする先住民女性の憲法上の性的平

等のための奮闘 (Deveaux 2000b) と、1990年代南アフリカの憲法プロセスにおける文化的権利とジェンダー平等に関する論争 (Deveaux 2003a)、という二つのケースを中心に、「文化とジェンダー」の実際のあり方を分析してきた。

デヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」が、道徳的ではなく、政治的問題であることを主張している。彼女は必ずしも明言していないが、政治的問題であることの強調から、デヴォーは「文化とジェンダーのジレンマ」をリベラルな体制の産物として捉えている、と見ることができる。具体的には、①当該集団に適用する法律にある女性成員に対する差別的な条項は、必ずしも文化伝統にある慣習的なジェンダー役割と社会的アレンジメントに基づいて作られたのではなく、リベラルな国家の政治的行為によって設定されたものである。②文化的マイノリティ集団がリベラルな法律 (憲法など) を拒否するのは、自らの伝統とリベラルな原則とが両立できないからではなく、リベラルな法律の制定において文化集団が包摂されていないからである。この二つの立場は、カナダと南アフリカとの二つのケースについての彼女の議論に表れている。具体的には、以下の通りである。

一点目について、まず、カナダの先住民のケースを見ていこう。デヴォーは、カナダの「インディアン法 (Indian Act)」(文化集団向けの法律) は、先住民あるいはファースト・ネーションの伝統に従って作られたというよりは、植民地支配から生まれたものだと指摘している。1869年制定の「インディアン法」では、先住民女性がステータス・インディアン以外の、あるいはファースト・ネーションではない男性と結婚する場合、彼女とその子供たちのインディアン・ステータスは失効することになる。また、彼女たちが有するべきだった一連の権利も剥奪されることになる。しかし、この法律は、先住民の共同体にある長年にわたる民族伝統から生まれたものではない。そうではなく、それは「インディアン法」の結果であり、同法によって大量の家父長制的な概念 (conceptions) とアレンジメントが先住民の共同体に導入されているのである (Deveaux 2000b: 527)。

次に、南アフリカでは、19世紀と20世紀前半に、植民地法廷と行政官 (administrators) とによって「慣習法の公式法典 (official code of customary law)」が決定された。デヴォーは、この慣習法の公式されたバージョンは、

女性の従属的な地位を誇張し、女性の全体的な地位を低下させると主張する (Deveaux 2003a: 164)。つまり、この「慣習法」の実施によって、女性の従属地位や家庭の中の役割が強化され、政治・経済領域では女性が周縁化されてしまう。デヴォーは、「慣習法の公式法典」におけるこのような女性の位置づけが資本主義の拡張のためでもあることを認めつつ、同時に、植民地支配者と伝統的な(男性)指導者が、その「同盟」<sup>11)</sup>に基づいて、お互いに利益と忠誠を表明するために存在するものである、と論じている (Deveaux 2003a: 165)。

第二に、文化集団が当該国の法律を拒否し、独自の集団自治権(法)を要求するのは、「リベラルな」法律に手続き的および正統性の問題が存在しているからである。デヴォーは、カナダの憲法改正案「シャーロットタウン合意」の失敗の主な原因は、改正案の策定の際に先住民の参加と関与がなかったことに求められると主張する。先住民が改正案の策定に包摂されなかったことは、先住民の文化的価値と伝統が改正案に反映されないという結果をもたらす。例えば、先住民の統治理念は人民の合意である一方、カナダ政府の民主的理念は多数決原則である。また、リベラル・デモクラシーが個人権利を重視することに対して、先住民たちが個々人の責任と集合的権利を重視するという点も異なっている (Deveaux 2000b: 526)。つまり、先住民たちが、リベラルな法律や原則に拘束されない広範な自治権を要求するのは、ジェンダー平等にかかわる個人的権利と安全に関心がないからではない。そうではなく、策定プロセスに先住民たちの参加と関与の余地がないことと、自らが重視する価値と伝統を反映・包摂されないことによって、リベラルな法律と原則が自民族・集団にとっては不適切であると判断するからである。

以上のカナダと南アフリカについてのデヴォーの議論からは、彼女が西洋のリベラルな文化と先住民の文化伝統とを両立不可能なものとして見ているわけではない、ということがわかる。文化集団の「家父長制的」で「女

---

11) デヴォーは C. ホワイト (C.White) や T. スラポ (T.Nhlapo) の研究を参照しつつ述べる (Deveaux 2003a: 164-165)。植民支配者は黒人を、別々の (separate) 部族「ホームランド」として分ける。そうすることによって、黒人に対する監視と統制 (monitor control) が容易にする。慣習法は伝統的支配者の権威を強化する一方、伝統的支配者への支持と忠誠を得られる。言い換えれば、慣習法は結局「白人 (植民支配者)」議会のための法律である。

性差別的」な内容は、伝統ではなく、植民地支配などの歴史的な政治事件によってもたらされたものである場合がある。その一方、先住民がジェンダー平等や個人自由などの内容を含むリベラルな原則を拒否する理由も、価値対立ではなく、政治的な要因によるものとして理解すべきである。つまり、「文化とジェンダーのジレンマ」において、リベラル規範と少数民族の伝統文化の間に本質の価値対立があるとは言えない。そうではなく、問題にすべきなのは、その背後にある政治的対立である。

## 第二項 「ジレンマ」の政治的性格

それでは、「文化とジェンダーのジレンマ」の政治的性格をどのように理解すべきだろうか。ここで「政治的」とは、このジレンマを、特定の慣習の意味や正統性における解釈をめぐる衝突として理解するということである (Deveaux 2003b: 784)。デヴォーによれば、脆弱な文化集団成員は、不平等な待遇を受けるとき、個人的権利を擁護するリベラルな原理にサポートを求めるが、このことが当該集団の支配者の不安を高めることになる (Deveaux 2006: 14)。一方、デヴォーはアブドラ・アーマド・アンナイムの議論を参照しながら、支配的地位に立つ個人 (集団指導者、男性など) と集団は、常に文化的規範の解釈権を独占し、文化を彼らにとって有利な方向に操作する (An-Na'im 1992: 27-28) と述べる。なぜなら、文化は原初的でも本質的でも一枚岩的でもないため、彼らは、自らの権力がいつも内的小および外的要因によって脅かされていると感じるからである (Deveaux 2006: 17-18)。このことについて、デヴォー自身が論じている南アフリカのケースを見てみよう。1990年代の南アフリカにおいて、いくつかの女性団体は、「文化」の名の下に家父長制的な慣習とアレンジメントの広範的な保護を求める、伝統的な指導者と部族長の動機に対する疑念から、人権保障を規定した権利章典 (Bill of Rights) が明確に優先されるべきだという要求を通じて団結した (Deveaux 2003a: 168)。それに対して、伝統的な指導者たちは、文化的権利に対するより広範で拘束されない (unfettered) 保護を要求した。結局、伝統的指導者は制定プロセスからの完全な退出というオプションを脅しとして、文化保護とジェンダー平等の妥協案を制定するための憲法協議 (constitutional talks) を中断させた (Deveaux 2003a: 168)。



デヴォーによれば、「文化とジェンダー」に関する論争は、表面上は固定的なものに見える規範的枠組みの間にある不一致ではなく、利益や便益 (benefits) または権力をめぐって行われるものである (Deveaux 2003b: 784)。つまり、文化集団の男性指導者は自らの権威を維持するために、文化を自らにとって有利な方向に解釈することがある。デヴォーはウンニ・ウィカン (Unni Wikan) の批判<sup>12)</sup>を元にして、文化的対立について以下のように述べている。

文化的な役割 (roles)・慣行における論争は、常に社会的権力関係とヒエラルヒーの分裂から生じるものである。これらの論争は、どのアイデンティティ、役割、アレンジメントまたは慣行を優位ないし劣位に置くべきか (ought to and ought not to prevail) に関して展開される。このように、文化的役割、アイデンティティと慣習は、集団内部の社会的・政治的対立の根本的な源泉 (source) であるより、これらの対立の場 (occasion) である。(Deveaux 2006: 13. 傍点は引用者)

つまり、誰が文化に対する正当な解釈権を持つのか、どの文化が主流になるべきか、という文化の解釈権をめぐる政治的・イデオロギー的な対立こそ、文化集団内の真の対立である。ここで「文化」は、原初的に対立する価値を持つものとしてではなく、「典型的に戦略的な人工物 (a strategic artifact)」(Johnson 2000: 413) として捉えられる。デヴォーは、従来のリベラルな多文化主義理論においては、文化的慣行とアレンジメントのこうした戦略的かつ政治的性格が見落され、その結果として、文化的共同体生活における慣習の重要性が誇張される傾向があると主張する (Deveaux 2006: 5, 11)。言い換えれば、政治的性格を持つ対立する「文化」には、解釈・改訂・修正の可能性がある。集団内の文化的対立が戦略的かつ政治的であることは、当該集団の外部要因が集団内部の伝統・慣習における論争

---

12) ウンニ・ウィカンによれば、現代世界の背景において、文化の流動性、社会的・政治的プロセスの文化的形態への影響、個人的差異の変化を考えると、単に「他者性」、あるいは「文化」というただ一つの要素によって世代を分けることはできない (Wikan 2002: 80)。

を形成し、かつ、それに影響する可能性を意味する (Deveaux 2006: 13-14)。

### 第三項 権力関係と社会関係

ここまでの検討を踏まえると、ジェンダー平等と両立不可能なものとして表現されがちな「文化」の内実は、文化集団内部の権力関係と、集団内の個人の社会的役割および社会関係によって決定されると考えられる。女性団体たちが憲法に保護を求めるのも、男性指導者の文化における解釈に従うのも、いずれも文化集団内の権力関係と社会関係によって決定されるものである。

デヴォーは、文化論争を固定化したメタ倫理的 (meta-ethical) 対立として見ることや、これらの論争には主に規範的な性格があるという見方を拒否している。彼女は、伝統主義者と改革派の意見との不一致は、深刻な道徳対立よりも、既得権益 (vested interests) と権力をめぐる闘争を示唆するものだと主張する (Deveaux 2003a: 162)。「文化とジェンダーのジレンマ」は、単に女性の従属的な状態を指しているのではない。デヴォーからすると、問題は女性の政治的疎外であり、その結果として、彼女たちの要求が反映されず、彼女たちへの抑圧などに繋がることである。

とはいえ、集団内部の女性たちの要求を反映することは、決して簡単なことではない。フォーマルの政治活動への女性に対する包摂を保障できたとしても、彼女たちの社会地位や私的領域における地位が変化しない限り、状況の改善は期待できない。この点について、デヴォーは、1990年代の南オーストラリアの農村土地再分配をケースとして分析を行っている。結果としては、女性たちは、改革会議に参加できても、積極的に発言をしなかった (Deveaux 2016: 4)。その理由は以下の二点である (Deveaux 2016: 10)。

第一に、集団内のマイノリティの社会的・私的従属は、当地の文化的政治的構造における政治的疎外と緊密に結びついている。集団内の女性たちは、男性の権威を恐れ、異議申し立ての結果としてもたらされる嘲笑や怒り、または反対の声を恐れるため、男性の権威に従ってしまう。

第二に、集団内のマイノリティは、従属的な地位にあるからこそ、政治的能力が育成されず、自らの不平等な社会地位を内面化し、従属を当たり

前のことと見なす。文化集団内の女性における内面化された従属について、デヴォーは、文化集団内部の女性は、社会的および文化的慣行とアレンジメント、および地域構造にかかわる文化的・政治的権力との交差的な権力に影響されると主張する (Deveaux 2016: 5)。ここでデヴォーは、ステイブン・ルークスの「三次元的権力観」(Lukes 2005)の理論を用いる。彼女が問題視するのは、意思決定と政治的アジェンダの統制 (control) と、主体の利益 (要求) 形成を曖昧化することによって、(支配的な地位にある人々が)「自発的な主体 (willing subjects) への支配を確保」(Lukes 2005: 109) することである (Deveaux 2016: 13)。つまり、文化集団内部の女性たちは従属的な地位を既に内面化しているため、たとえ文化的慣行やアレンジメントが本質的なものではなく、修正の可能性があるものとしても、彼女たちは自らにとって不利な現状維持を選ぶことになるというわけである (Deveaux 2016: 11-14)。このような状況が生じる原因について、デヴォーはさらにルークスの理論を参照して論じている。

支配への服従は主体の正確的に理性を使用する能力を弱体化する。(中略) 権力は、「自然」とは何か、そして独自の「自然」がどのような人生を指示するのかについて誤解を招くまたは幻想的な考えを植え付け維持することによって、そして一般的に理性判断の能力を阻害または鈍化することによって、主体の論理的な思考能力を阻止または損なう。(Lukes 2005: 115)

三次元的権力観によって、実際の「文化とジェンダーのジレンマ」を、このように説明できる。それは、「文化」が支配によって「文化権力」になり、人々にとって自明な「自然」になっているということである。この場合、たとえ政治的に包摂されたとしても、三次元的権力の作用ゆえに、集団内部の女性たちにとっては、個別のニーズと利益を同定することが非常に難しい (Deveaux 2016: 13-14)。同時に、このような支配関係が、非西洋的な女性の、政治参加に必要な論理的な思考能力や意見表明能力の育成を妨げる。そのため、女性の要求と文化集団 (支配者) の要求との政治的論争は、女性の代理人たる女性団体や西洋国家と、マイノリティ文化集団との間の政治闘争になりがちである。これはさらに、政治の場における

当事者（集団内の女性たち自身）の不在を助長することになる。

これを言い換えると、文化集団内部における、私的生活および社会生活の中の不平等が女性たちの政治的周縁化を助長し、この政治的周縁化が今度は日常生活における女性たちの従属地位を強化する。デヴォーは、これを文化のためというよりも、権力関係と社会関係に起因する問題として捉えるのである（Deveaux 2016）。

もちろん、文化集団の中の権力関係や社会関係が、「文化」そのものによって決定される可能性を完全に否定することはできない。そうではなく、重要なことは、文化集団が有するとされる「文化」が一枚岩ではなく、解釈可能なものだという点である。デヴォーは、文化間の価値判断という立場を脱却し、「文化とジェンダーのジレンマ」の政治的性格を指摘した。（非西洋的な）文化そのものが支配・服従の関係を作り上げるのではなく、支配層が自身の都合のいいように解釈した「文化」を利用し、そうして支配・服従の権力関係を強化するのである。

### 第三節 小括

本章では、「文化とジェンダーのジレンマ」を再解釈するために、フィリップスとデヴォーの理解を検討してきた。両者の「文化とジェンダーのジレンマ」に対する理解には共通の前提があるが、それぞれが異なる側面に焦点を当てている。本稿は、フィリップスとデヴォーの議論を組み合わせることによって、より適切な「文化とジェンダーのジレンマ」における解釈を得られると考える。

#### ①「文化」の内実について

第一に、フィリップスとデヴォーはいずれも、「文化とジェンダーのジレンマ」における「文化」に対して反本質主義な立場に立ち、「文化」を歴史的・文脈的な堆積物と見なしている。ただし、両者は、「文化とジェンダーのジレンマ」における「文化」の異なる側面に注目している。フィリップスは、「文化=文化集団」という問題を重視するのに対して、デヴォーは、「文化=男性指導者が解釈する文化」ということに注目している。具体的には、フィリップスは、文化の「物象化」によって築かれた、「文化

間の隔離」と「文化内の同質性と統一性」を意味する「文化集団」こそ問題であると指摘している。一方、デヴォーは、集団内部の権力者・男性の解釈によって形成された「典型的に戦略的な人工物」としての「伝統的な」慣行やアレンジメントを問題視している。つまり、フィリップスは集団レベル（集団間）での本質主義的な文化観への批判に重点を置くのに対して、デヴォーは、集団内部（個人レベル）での本質主義的な文化観を否定している。

## ②文化（集団）と個人の関係について

フィリップスとデヴォーは、「ジレンマ」の解決のために問題を「個人レベル」まで還元することが必要であることに一致している。ただし、それぞれの議論の出発点は異なる。フィリップスが強調するのは、集団レベルで問題を見るべきではないということである。この方向性を押し進めたものとして、問題を個人レベルに還元するという主張が提示される。一方、デヴォーははじめから「ジレンマ」を集団内部、すなわち個人レベルでの問題として位置づけている。詳しく見ていこう。

まず、フィリップスは、文化に基づく集団を固定的かつ本質的なものとして捉えないという点において、一種の反集団<sup>13)</sup>的な立場をとる。具体的には、第一に、文化集団の統一性と同質性の誇張を指摘することによって、集団内の個人の安全や利益を犠牲にしても文化集団の「文化」を優先することの正当性を否定する。第二に、文化をジェンダーや人種、階級、年齢などと同じように、人間の行動やアイデンティティの形成における一種の要素に過ぎないものとして見ることによって、文化集団を有する「文化」の優位性を否定する。このように、フィリップスは、同じ文化を持つ人々を集団化し、文化集団が集団内のあらゆる個人を代表することに反対する。

---

13) フィリップスは多文化主義理論の枠組みにおける「文化集団」概念に反対するが、「集団」を完全に除去すべきと主張するわけではない。フィリップスにおいて、個人の権利は多くの場合、集合的行動によって擁護・保護され、個人的アイデンティティの尊重は、個人的アイデンティティと集合的アイデンティティとの二重の尊重を意味する。また、彼女は、差異を尊重すべきという考えに基づくならば、集団を除去して、普遍主義を支持することもありえないと主張する(Phillips 2010: 10)。ただし、集団が個人に強制 (coercion) を加えることができるという性格を認識するならば、多文化主義のように、文化集団に権利を賦与する、つまり文化集団をエンパワーするわけにもいかない、ということ認識しなければならない (Phillips 2010: 9)。

それに基づいて、「ジレンマ」を個人レベルに還元すべきである、という結論に至る。

しかし、フィリップスは「反（文化的物象化の産物としての）集団」に基づいて、個人レベルで「ジレンマ」を見る重要性を提示したにもかかわらず、「ジレンマ」にかかわる実際の個人像や「個人」のあるべき姿を検討していない。第三章でまた詳しく論じるが、フィリップスが「反集団」の立場に基づいて提示した個人レベルでの分析視点<sup>14)</sup>は、「ジレンマ」の内実を同定することに有効かつ有意義である。しかし、彼女は個人レベルで「ジレンマ」を見る際に、当事者たちをどのように評価すべきかについては論じていない。たとえば、「集合的アイデンティティを持ち、集合単位での行動を望みたい個人」や、「コスモポリタンであることを選択しつつ、文化的差異を自らの『独自性』として残したい人」(Modood 2013: 166)など、文化および集団との関係を（最も）重視する人たちをどのように理解すべきかについての考察が、フィリップスの議論には欠けている。つまり、フィリップスの議論の中心は、本質主義的な「集団主義」への反対である。それは直接的に個人レベルで「ジレンマ」を見るものではないため、「ジレンマ」にかかわる一部の「個人」が議論から除外される可能性がある。

その一方、デヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」を、文化（集団）内部の支配服従関係に起因する問題として位置づける。デヴォーからすると、文化集団内部の権力関係と社会構造が、いかにして文化集団内部の女性が経験している不平等や不正義を「文化」の名で作り出すのか、ということこそ真の問題である。そのため、集団内部の個人がいる権力構造や社会関係や、それらの権力構造と社会関係において個々人の政治的位置、または個人がそれによって受けた影響を明らかにすることが、デヴォーの議論の中心である。このように、デヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」を個人レベルで論じる必要性を、正面から論じた。しかし、デヴォーは「文化集団」の内実に触れていない。言い換えれば、デヴォーの議論には、固定的なカテゴリーとしての集団がいかにして「ジレンマ」に影響するかについての検討が欠けている。デヴォーは、多文化主義問題の解決について、集団レベルでの「闘技的形式」の熟議アプローチを提案している (Deveaux

---

14) これは「政治的活動家」視点である。第三章で詳しく論じる。

2018)。これ自体は、魅力的な提案である。しかし、彼女は、集団を一つの行為主体と見なすことがもたらし得る問題について、十分に考慮しているとは言いがたい。そのため、例えば指導者が主に男性であるような文化集団に権力と資源を分配することが集団内部の「指導者・エリート」の権力を拡大してしまう (Phillips 2007: 163) 可能性や、文化集団における固定的かつ本質主義的なステレオタイプから生じる問題を、彼女の理論は十分に視野に入れることができないのである。

以上の整理を踏まえて、本稿は、「文化とジェンダーのジレンマ」のより適切な解釈を提示するためには、フィリップスとデヴォー両者の議論を組み合わせる必要があると考える。フィリップスは、文化集団が個人を抑圧によって統治できるという性格を認識し、「ジレンマ」の解決のために文化集団へのエンパワーメントを拒否することの重要性を提示した。それにもかかわらず、彼女は個人レベルで「ジレンマ」を見ることの意味とその正統性を、正面から論じていない。それに対して、デヴォーは、集団内部の支配服従関係に注目することによって、個人レベルで「ジレンマ」を分析することの意味と正当性を示した。しかし、デヴォーは、文化集団が固定的・アプリオリなものとして見なされること、およびそれによって生じ得る問題について触れていない。そのため、両者の議論を組み合わせることで、それぞれの利点を活かしつつ、両者の不十分な部分を補完することができると思う。

ただし、その際には、フィリップスとデヴォーの議論を組み合わせることの正当性そのものを検討する必要がある。まず、フィリップスは、文化集団内部の多様性を重要視している。彼女は、文化について、人間の生やアイデンティティの形成における要素の一つに過ぎないものとして位置づけ、文化集団による個人への強制や支配を危惧する。つまり、フィリップスはデヴォーと同じように、抑圧構造 (権力構造) に関心を持っている。また、デヴォーの場合は、文化集団における固定的かつ本質主義的なステレオタイプについて、フィリップスのように明確に反対する態度を表明していないとしても、だからといって本質主義的な集団主義の立場をとるわけではない。デヴォーは、文化を歴史的文脈的な堆積物として見ることで、それゆえに文化を再解釈できることを見出す。それは、文化集団の在り方の修正可能性を示唆するものだと考えられる。

このように、本章では、フィリップスとデヴォーが、「文化とジェンダーのジレンマ」において関心を共有しつつ、その異なる側面に注目していることを明らかにした。フィリップスの「反集団」的な立場と、デヴォーの個人の支配服従関係の重視を組み合わせることによって、従来のリベラリズムの限界を乗り越えて、「文化とジェンダーのジレンマ」を再解釈することができると思えられる<sup>15)</sup>。

### ③ 「ジレンマ」の再解釈からみるリベラリズムの限界

最後に、フィリップスとデヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和や解決において、現在のリベラリズムの法体制には限界がある、という認識で一致している。リベラルな法体制による問題解決の限界は、「問題解決」が「判断基準の決定」へと限定ないし矮小化され、かつ、その「判断基準」を決めるのが当事者たちではないことにあるとされる。

そのため、彼女たちにとって、「文化とジェンダー」とのジレンマの緩和あるいは解決にとって重要なのは、「ジレンマ」の実際の状況の具体的な理解と、それに対しての、「当事者」である文化集団内部の女性たちの考えおよび彼女たちが行った行動に対する評価である。フィリップスとデヴォー両者の「ジレンマ」の再解釈を踏まえて、リベラリズムの限界を乗り越えるために、「ジレンマ」の「当事者」たちの広範な政治的行動あるいは民主的表現を表面化し、それに注目することが重要であると考えられる。それを実現する可能性を提示してくれるのは、「民主主義理論的な」アプローチである。

以上のことを踏まえて、次章では、二人の「民主主義理論的な」アプローチについて詳しく論じていく。

## 参考文献（本号掲載分のみ）

An-Na'im, Abdullahih Ahmad (1992) "Towards a Cross-cultural Approach to Defining International Standards of Human Rights," in An-Na'im, Abdullahih Ahmad (eds.) *Human*

---

15) このような「文化とジェンダーのジレンマ」における文化と個人の関係の再解釈を踏まえて、個人（エージェンシー）をどのように捉えるべきかについて、第三章で詳しく論じていく。



「文化とジェンダーのジレンマ」におけるデモクラシーの意義 (1) (孔)

- Rights in Cross-Cultural Perspectives: A Quest for Consensus*. University of Pennsylvania Press, pp. 19-43.
- 安達智史 (2012) 「リベラルな多文化主義における文化とアイデンティティ——再帰性、エージェンシー・モデル、自律性」『社会学評論』63 (2), pp. 274-289.
- Barry, Brian (2001) *Culture and Equality*, Harvard University Press.
- Bhandar, Brenna (2009) “The Ties That Bind: Multiculturalism and Secularism Reconsidered,” *Journal of Law and Society*, 36 (3), pp. 301-326.
- Bond, Johanna. E (2009) “Gender, Discourse, and Customary Law in Africa,” *Southern California Law Review*, 83, pp. 509-574.
- Brubaker, Rogers (2002) “Ethnicity without Groups”, *European Journal of Sociology/Archives européennes de sociologie*43 (2), pp. 163-189.
- Deveaux, Monique (2000a) *Cultural Pluralism and Dilemmas of Justice*, Cornell University Press.
- Deveaux, Monique (2000b) “Conflicting Equalities? Cultural Group Rights and Sex Equality”, *Political Studies*, 48 (3), pp. 522-539.
- Deveaux, Monique (2003a) “Liberal Constitutions and Traditional Cultures: The South African Customary Law Debate”, *Citizenship Studies*, 7 (2), pp. 161-180.
- Deveaux, Monique (2003b) “A Deliberative Approach to Conflicts of Culture”, *Political Theory*, 31 (6), pp. 780-807.
- Deveaux, Monique (2006) *Gender and Justice in Multicultural Liberal States*, Oxford University Press.
- Deveaux, Monique (2016) “Effective Deliberative Inclusion of Women in Contexts of Traditional Political Authority”, *Democratic Theory*, 3 (2), pp. 2-25.
- Deveaux, Monique (2018) “Deliberative Democracy and Multiculturalism”, in Andre Bächtiger, John S. Dryzek, Jane Mansbridge, and Mark Warren (eds.) *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, Oxford University Press, pp. 156-170.
- Eisenberg Avigail & Spinner-Halev Jeff (2005) *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*, Cambridge University Press.
- Eisenberg, Avigail (2013) “Rights in the Age of Identity Politics,” *Osgoode Hall Law Journal* (50), pp. 609-636.
- Fishbayn, Lisa (2008) “Gender, Multiculturalism and Dialogue: The Case of Jewish Divorce,” *Canadian Journal of Law & Jurisprudence*, 21 (1), pp. 71-96.

- Honig, Bonnie (1999) "My Culture Made Me Do It," *Is Multiculturalism Bad for Women?* Princeton University Press, pp. 35-40.
- 石川涼子 (2012) 「リベラルではない文化への介入：カナダにおけるムスリム女性をめぐる事例の政治理論からの考察」『ジェンダー研究：お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』15, 99-111。
- Johnson, James (2000) "Why Respect Culture?" *American Journal of Political Science* 44 (3), pp. 405-418.
- Johnson, James (2002) "Liberalism and the Politics of Cultural Authenticity," *Politics, Philosophy & Economics*, 1 (2), pp. 213-236.
- Kukathas, Chandran (2003) *The Liberal Archipelago: A Theory of Diversity and Freedom*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will (1995=1998) *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority rights*, Clarendon Press. (角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房、1998年)
- Lukes, Steven (2005) *Power, Second Edition: A Radical View*, Palgrave Macmillan Press.
- 水野英莉 (2015) 「ヨガの女性化と理想の女性身体：性機能の改善をめざすヨガ教室の参与観察」『スポーツとジェンダー研究』13, pp. 134-147。
- Malik, Meliha (2010) "Progressive Multiculturalism: Minority Women and Cultural Diversity," *International Journal on Minority and Group Rights*, 17 (3), pp. 447-467.
- Modood, Tariq (2008) "Multiculturalism and Groups", *Social & Legal Studies*, 17 (4), pp. 549-553.
- Modood, Tariq (2013) *Multiculturalism: A Civil Idea*, Polity Press.
- Okin, Susan Moller (1999) *Is Multiculturalism Bad for Women?*, Princeton University Press.
- Phillips, Anne (2007) *Multiculturalism without Culture*, Princeton University Press.
- Phillips, Anne (2010) *Gender and Culture*, Polity Press.
- Reitman, Oonagh (2005) "On Exit," in Avigail Eisenberg and Jeff Spinner-Halev (eds.) *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*. Cambridge University Press, pp. 189-208
- Shachar, Ayele (2005) "Religion, State, and the Problem of Gender: New Modes of Citizenship and Governance in Diverse Societies," *McGill Law Journal*, 50 (49), pp. 50-88.
- 志田陽子 (2013) 「多文化主義とジェンダー：憲法理論の視座から」GEMC journal: グローバル時代の男女共同参画と多文化共生：Gender equality and multicultural conviviality in the age of globalization 9, pp. 30-45.

- Squires, Judith (2008) "Multiculturalism, Multiple Groups and Inequalities", *Social & Legal Studies*, 17 (4), pp. 535-542.
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由——民主主義の政治理論』 勁草書房。
- 田村哲樹 (2009) 『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』 昭和堂。
- Tripp, Aili Mari (2010) "Creating Collective Capabilities: Women, Agency and the Politics of Representation", *Columbia Journal of Gender and Law*, (19), pp. 219-248.
- Turner, Terence (1993) "Anthropology and Multiculturalism: What is Anthropology that Multiculturalists Should Be Mindful of It?" *Cultural Anthropology*, 8 (4), pp. 411-429.
- Weinstock, Daniel M (2005) "Beyond Exit Rights: Reframing the Debate," in Avigail Eisenberg and Jeff Spinner-Halev (eds.) *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*. Cambridge University Press, pp. 227-246.
- Wikan, Unni (2002) *Generous Betrayal: Politics of Culture in the New Europe*, University of Chicago Press.
- Williams, Melissa (2005) "Tolerable Liberalism", in Avigail Eisenberg and Jeff Spinner-Halev (eds.) *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*. Cambridge University Press, pp. 19-40.
- Williams, Susan Hoffman (2011) "Democracy, Gender Equality, and Customary Law: Constitutionalizing Internal Cultural Disruption," *Indiana Journal of Global Legal Studies*, 18 (1), pp. 65-85.
- 山田祥子 (2020) 「グローバルな正義の主体の語り方」『思想』 1155, pp. 118-137。

